

愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過について

1 原告

愛媛県

2 被告

愛媛県奨学資金貸付金返還金滞納者の連帯保証人

3 判決言い渡し

- (1) 日時 平成 27 年 4 月 27 日 (月) 13 : 30 ~
- (2) 場所 被告の所在地を管轄する簡易裁判所

4 判決主文 (県側の請求を全て認めるもの)

- (1) 被告は、原告に対し、金 920,100 円及び内金 638,000 円に対する平成 26 年 11 月 29 日から支払済みまで年 7.25 パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) この判決は(1)に限り、仮に執行することができる。

5 判決理由

- (1) 被告は口頭弁論期日に出頭しなかった。
 - (2) 被告は答弁書その他の準備書面を提出しない。
 - (3) 被告は督促異議申立書に記載した弁済を立証しない。
- 以上から原告の請求は理由がありこれを認容する。

6 判決確定

控訴期限 (5 月 1 1 日) までに控訴がなされなかったため、5 月 1 2 日付
けで県の勝訴確定

(参考)

滞納者本人に係る訴訟

平成 27 年 4 月 9 日付けで県の勝訴確定